

## 不祥事再発防止のための談合等調査部会審議結果報告書

令和5年7月7日

入札制度等監視委員会委員長 様

入札制度等監視委員会  
談合等調査部会 部会長

このたびの県発注公共工事に係る入札関連情報漏洩による県職員2名の逮捕を含め、一連の不祥事案の発生を受けて、入札制度等監視委員会談合等調査部会において、不祥事の原因や問題点の分析を行い、不祥事の再発防止策に向けた取組を審議したので、その結果について報告します。

## 1 事業の概要及び原因・要因

- 農林水産部職員及び土木部職員が、秘密情報である入札執行前の設計金額等を漏洩したことにより収賄罪等で逮捕された。
- 警察等の調べでいずれの職員も情報漏洩を長期にわたり繰り返し行っていたことが確認されている。
- 逮捕事案については、職員から動機等の詳細な聞き取りには制限があり、主に捜査の過程で判明した事実関係から原因や要因の分析を行った。
- いずれも各部が所管する業務に係るシステムから当該情報を入手したものであり、業務の効率化のための共有のあり方により、容易に入手できた経過が確認できた。
- 主な原因是、利害関係者と以前から友人関係にある等、長期にわたる接点があったことで、公私の区別や相手方が利害関係者との認識が薄らいでいったこと（可能性を含む）及び設計額等の情報漏洩について重大なルール違反との認識が低かった可能性が考えられた。
- 主な要因は、秘密情報が容易に入手できる環境にあったことやコンプライアンス意識が十分に浸透していなかったことが考えられた。

## 2 県の再発防止策への意見

県の再発防止策については、別紙のとおりシステム等ハード面での取組、風通しのよい職場づくりなどのソフト面の取組、更に不正予防のための取組と不正発見のための取組に分けて整理し、以下のとおり意見を取りまとめた。

## (1) 各種システムの情報漏洩防止対策の徹底

それぞれのシステムにおける秘密情報の取扱について、業務の効率化も踏まえた上で、関係者以外が容易に閲覧できない体制を維持しながら、不正な閲覧等を速やかに確認、発見できるよう、次の対策を講じること。

#### **ア ID付与者及びアクセス権限の厳格化**

入札関連業務に限らず、業務に利用する各システムについては、真に必要な者のみにIDを付与し、システム内に秘密事項を有する場合はアクセスできる者を更に限定する。

#### **イ ID及びパスワードの定期的な変更及び適正な管理の徹底**

IDの付与者を定期的に見直し、パスワードについても年1回以上の変更及び漏洩防止等管理を徹底する。

#### **ウ アクセスログを記録し、確認できる体制の整備・強化**

原則としてアクセス履歴を保存し、不適正なアクセスが疑われる場合に調査を行うとともに、システム改修に合わせて、生体認証機能の追加を検討する。

#### **エ 担当外業務・データへのアクセスに対する注意喚起**

業務外、担当外情報へのアクセスは、できないことが原則であるが、システム的に制限が困難なケースや業務管理上必要なケースもあるため、アクセス履歴を取得していることを周知するとともに、引き続きアクセス制限や警告機能の付加などを検討し、不適切な利用を抑制する。

### **(2) 事務手続きにおける機密情報管理の徹底**

入札関係書類等決裁、入札執行までの保管管理等、秘密情報を容易に入手できない環境の整備が重要であり、改めて秘密情報の取扱いについて認識する必要があるため、次の対策を講じること。

#### **ア 執務室への事業者の入室制限や複数人での対応を徹底**

入札関係書類等がある執務室内には事業者を立ち入らせないなど、秘密情報を見られるリスクを排除するとともに、複数人又は他の職員が身近にいる環境で打ち合わせするなど、事業者と1対1になる機会を低減する。

#### **イ 入札関係の決裁書類の鍵付キャビネット等への保管の徹底**

入札関係の決裁書類は、どの段階においても机上で中身が見られる状態で放置することなく、入札執行までは常に鍵付キャビネット等への保管を徹底し、秘密情報の漏洩を防止する。

#### **ウ 設計額、予定価格等が部外秘であることを改めて意識付け**

入札前の設計額等を外部に漏洩してはいけない情報と認識できていない職員がいる可能性があるため、すべての職員に改めて重要な秘密事項であることを認識させるため、入札関連研修や入札の手引きでの周知等により改めて意識付けを図る。

### **(3) 風通しのよい職場環境づくり**

業務上は勿論、業務以外のプライベートにおいても悩みを抱え込んでしまわないよう管理職はもとより同僚職員間でも常日頃のコミュニケーションにより、円滑な業務執行に資するとともに、不祥事に至る要因・予兆を早期に解消するため、次の対策を講じること。

なお、働き方改革の観点から、超過勤務の縮減や休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組むことも重要であることを申し添える。

#### **ア 定期的かつフレキシブルな職員面談等の実施**

人事評価、職員調書提出時等の定期的な面談やミーティング等を行うほか、職員の変調等に気づいたときなど、臨機応変に声かけを行い、職員が積極的に意見を言える環境を整え、円滑な業務執行と職員の不安解消等を図る。

#### **イ 定期的な人事異動と事務分担の変更**

現在も定期的に実施している人事異動に加え、所属内においても業務分担や担当地区等を定期的に見直すことで、相互にサポートや牽制できる環境を強化する。

#### **ウ 職員公益通報制度の周知**

職員が法令違反行為等に気づいた際に内部で通報する公益通報制度について、改めて制度の趣旨や窓口を周知することで、法令違反行為等の早期発見、早期解消を図る。

### **(4) コンプライアンス意識の更なる醸成**

県職員は、県民全体の奉仕者としての使命を自覚し、高いコンプライアンス意識の下、職務に当たる必要があることから、更なる意識の醸成に向け、次の対策を講じること。

#### **ア 日頃からのコンプライアンス研修の実施**

コンプライアンス意識の醸成には繰り返しの研修が必要であり、所属毎の年2回の研修及び四半期に1回の自己点検を継続し、理解度も確認しながら必要に応じて隨時追加するなど恒常的に実施することが重要である。

特に、秘密情報を扱う職員に対しては、それに応じた定期的かつ反復した研修を実施し、より具体的な研修とすることで扱っている情報の重大性を認識させる必要がある。

#### **イ 外部講師による不祥事防止研修の実施**

不祥事防止に向けた研修については、日頃からの研修のほか、外部の専門家を講師としたコンプライアンス研修を実施することが重要である。

特に、入札・契約に関して日々具体的な不祥事事例に接する公正取引委員会の研修を実施することで、より身近な事務手続きの留意点を認識できる。

#### **ウ 不正防止リーフレットの作成・配付**

職員一人一人が不祥事に自分事として向き合うよう、不祥事防止啓発リーフレットを用いて意見交換を行うなど、管理職と職員の双方向による意識付けを行うことは効果的である。

また、入札・契約業務においても職員と事業者が守るべきことや接し方も含めコンプライアンス上の留意点に関するリーフレットを作成し、職員

の意識付けの徹底を図るとともに、事業者に対しても当該リーフレット等により注意喚起することで、相互に不祥事を起こした際の影響を深く認識できるようすることが効果的である。

なお、不祥事根絶には、あらゆる段階や機会を捉えて、繰り返しコンプライアンス意識の徹底を図っていくことが重要である。

#### (5) 再発防止策のP D C A

あらゆる再発防止策もそれがしっかりと履行されなければ意味はない。再発防止には終わりはなく、継続的かつ効果的に行われているか、検証し、必要に応じて見直すことが必要であるため、次の対策を講じること。

##### ア 再発防止策の履行状況の確認・検査の実施

各発注機関の取組状況を入札監理課及び発注部局による定期的な確認、検査を実施する。

##### イ 入札制度等監視委員会への報告及び継続した検証・見直しの実施

アの履行状況の確認結果を入札制度等監視委員会に報告し、継続的に検証を受けるとともに、必要に応じて見直しの指示を受ける。

**不正予防のための取組****不正発見のための取組**

ハード面の取組

**各種システムからの情報漏洩防止**

- ・アクセス権限の限定  
(他所属・担当外情報へのアクセスを制限する) 【強化・一部実施済】
- ・パスワードの適正な管理  
(個人が独自にパスワードを再設定することにより、漏洩や類推を回避する) 【新規・実施済】
- ・ログ情報の記録及び周知  
(アクセスの履歴が確認できることを周知し、不正は発覚するとの認識を共有する) 【新規】
- ・生体認証機能の追加  
(業務効率やコストと効果を見極めながら導入を検討する) 【検討開始】

**執務室内での機密情報の情報漏洩防止**

- ・機密情報の管理徹底 (ロッカー保管、目隠し)  
(担当者以外の秘密事項接触を回避する) 【強化】
- ・業者の執務室への入場を制限  
(業者が秘密情報へ接触することを回避する) 【強化】

ソフト面の取組

**風通しの良い職場環境づくり**

- ・職員面談の実施  
(職員の悩みや不安を把握し、解消につなげる) 【強化】
- ・定期的な人事異動と事務分掌 (担当業務) の変更  
(長期間同一の業務を行うことによるデメリットを低減する) 【継続】

**職員のコンプライアンス意識の醸成**

- ・コンプライアンス研修の実施  
(入札業務に携わる者向けに身近な不正行為について考える機会を設ける) 【強化】
- ・公正取引委員会講師による入札業務における不正防止研修  
(官製談合や入札妨害に該当する行為や罰則等の認識を深める) 【新規】
- ・幹部職員からの職員への呼びかけ  
(幹部職員がコンプライアンスについて自身の言葉で直接職員に語りかける) 【強化】
- ・管理職と職員との双方向の意識付け  
(職員自ら不祥事防止について自分事として考える機会を設ける) 【強化】
- ・リーフレットの配付  
(不祥事案の影響の認識を深める) 【新規・一部実施済】

**再発防止策のPDCA**

- ・発注機関における再発防止策の履行状況の確認・検査の実施  
(取組状況を入札監理課及び発注部局で確認・検査する) 【新規】
- ・入札制度等監視委員会への報告・検証の実施  
(履行状況を入札制度等監視委員会に報告し、検証を受ける) 【新規】

**各種システムでの不正アクセスの検知**

- ・不正行為の裏付けのためのログ情報の確認  
(不正行為が疑われる場合、不正アクセスの有無を確認) 【強化】
- ・談合情報が寄せられた際に当該入札情報に関するアクセス履歴の確認  
(当事者への聴取に加え、システムログの確認により職員の不正な情報取得の有無を確認する) 【新規】